

○藤井寺市防災会議条例

昭和39年9月17日条例第29号

改正

昭和54年3月14日条例第5号

平成12年3月29日条例第1号

平成24年12月25日条例第23号

藤井寺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、藤井寺市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 藤井寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は31人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地域行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月14日条例第5号)

この条例は、昭和54年5月17日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第5項第8号の規定により最初に委嘱された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。